

第17号議案

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

品川区保育の実施等に関する条例（昭和62年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「通所している」を「通所し、もしくは事業所の訪問を受けている」に改め、同項第5号中「行う施設」の次に「、同条第5項の居宅訪問型児童発達支援を行う事業所」を加える。

第6条、第7条第1項および第8条中「保育料等」を「保育料」に改める。

別表第1備考第1号中「この表」の次に「および次表」を加え、同表備考第3号中「この表」の次に「および次表」を加え、同号を同表備考第4号とし、同表備考中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 2 この表および次表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

別表第2備考を削る。

別表第3中「または通所している」を「もしくは通所し、または事業所の訪

間を受けている」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説明) 保育料算定の基準となる所得割の計算方法の特例を設けるほか、保育料の多子軽減制度の対象を拡大する必要がある。